



都市計画区域マスタープラン見直し基本方針（案）

 都市計画審議会専門委員会、市町、県関係課等の意見を反映して修正した箇所

 都市計画課で再検証し、修正した箇所

本編

1 都市計画区域マスタープラン見直し基本方針の目的・位置づけ等	1
2 都市計画区域マスタープランの構成の見直し	3
3 都市計画の基本的視点	6
4 都市計画に関する現状と課題	10
5 県の目指すべき都市づくりの方向性	11
I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり	14
II 誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり	21
III 環境と共生する都市づくり	23
6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針	26
(1) 阪神地域	27
(2) 播磨東部地域	32
(3) 播磨西部地域	37
(4) 但馬地域	42
(5) 丹波地域	47
(6) 淡路地域	52

参考資料編

57

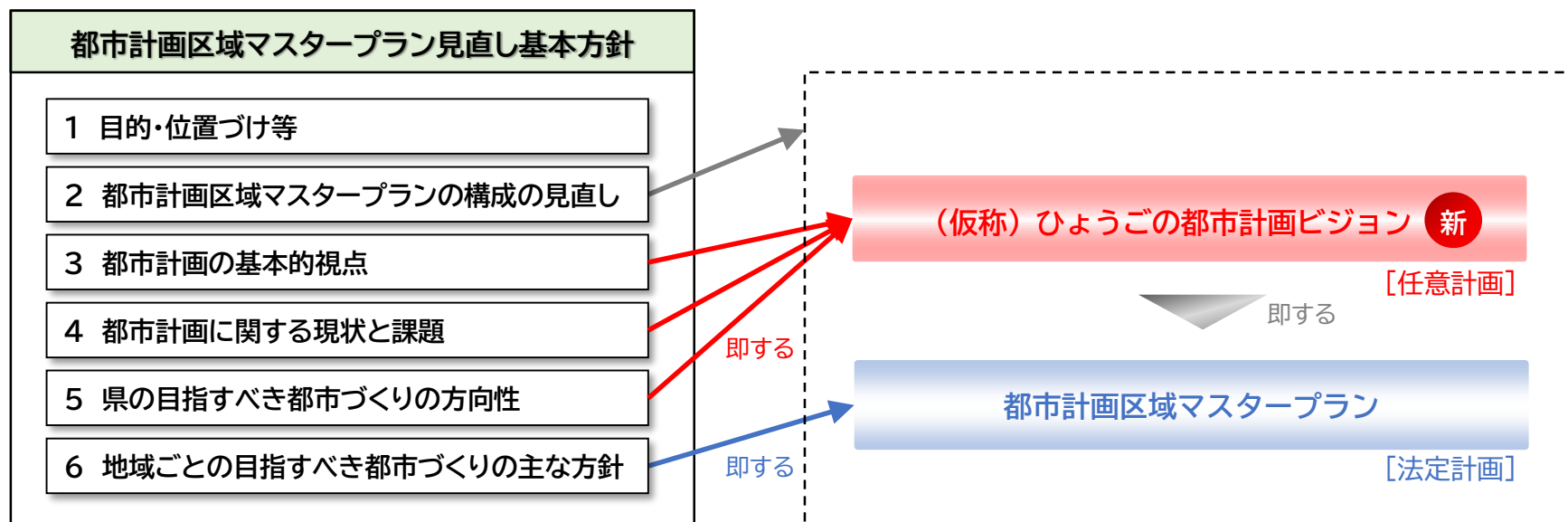
1 都市計画区域マスタープラン見直し基本方針の目的・位置づけ等

目的

- 本県では、社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という）について、概ね5年ごとに見直しを行っており、このたび2025年（令和7年）度に見直しを行うにあたり、都市計画の基本的視点や、現状・課題、目指すべき県全体及び地域ごとの都市づくりの方向性・方針等を取りまとめた見直し基本方針を定める。

位置づけ・構成

- 本見直し基本方針に即して都市計画区域マスタープラン（法定計画）を作成するものとする。
- また、後述の「2 都市計画区域マスタープランの構成の見直し」のとおり、2025年（令和7年）度の見直しにおいては、県全体の都市計画における方向性や考え方を示す方針として「（仮称）ひょうごの都市計画ビジョン」（任意計画）を新たに作成することとし、同ビジョンについても本見直し基本方針に即して作成するものとする。



1 都市計画区域マスタープラン見直し基本方針の目的・位置づけ等

■ 都市計画区域マスタープラン見直し（R7年度）のスケジュール

	R5(2023)年度	R6(2024)年度	R7(2025)年度
見直し基本方針	都市計画審議会 専門委員会で検討 → ★策定		
(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン	素案作成	市町・関係課協議 → パブコメ等 → ★策定	
都市計画区域マスタープラン	素案作成	市町・関係課協議 & 国協議	都市計画決定・告示★ 都市計画手続き

■ 今後の見直しロードマップ（～R17）

- ・ (仮称)ひょうごの都市計画ビジョン：10年ごとの見直しを基本とする。
- ・ 都市計画区域マスタープラン：10年ごとに全面改定を行う。ただし、中間の5年で部分改定を行う。
- ・ 社会情勢の大きな変化や上位計画等の見直しがあった場合等、必要な場合は、上記にかかわらず適時に見直しを行う。
- ・ (仮称)ひょうごの都市計画ビジョンの改定及び都市計画区域マスタープランの全面改定にあたっては、これらに定めた方向性や方針に沿って都市づくりが推進されているか、都市計画基礎調査等を基に検証する「計画のモニタリング」を行った上で見直しを行う。

年度	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)	R16(2034)	R17(2035)
(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン	関係協議 パブコメ → ★策定								計画の モニタリング (データ検証等)	見直し 検討	関係協議 パブコメ → ★改定	
都市計画区域 マスタープラン	関係協議 都計手続 → ★全面改定				見直し 検討	関係協議 都計手続 → ☆部分改定		見直し 検討		関係協議 都計手続 → ★全面改定		

2 都市計画区域マスタープランの構成の見直し

- 本県の現行の都市計画区域マスタープランは、全県共通として、県全体の都市計画に係る現状課題や都市づくりの基本理念を示し、それに地域毎の都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針といった法で規定されている事項がぶら下がる二段構成となっている
- 今回の見直しにおいては、①県民に対する分かりやすさ、②神戸市決定を含む全地域の都市計画区域マスタープランとの関係の整理・明確化を主な目的として、全県共通の事項を全県域を対象とする広域の方針「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」として一つにまとめ、これに即して、各都市計画区域マスタープランを作成するものとする

都市計画区域マスタープラン【法定計画】

現行
(R7年度)

全県共通

第1 基本的事項

(1) 役割 (2) 対象区域 (3) 目標年次

第2 都市計画の目標

(1) 都市計画の基本的な視点 (2) 都市計画に関する現状と課題 (3) 都市づくりの基本理念



地域ごと

第3 各地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標 法

(1) 地域の概況 (2) 将来の都市像

2 区域区分の決定の有無及び方針 法

(1) 区域区分の決定の有無 (2) 区域区分の方針

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針
 (2) 土地利用に関する方針 法 (3) 都市施設に関する方針 法
 (4) 市街地整備に関する方針 法 (5) 防災に関する方針
 (6) 景観形成に関する方針 (7) 地域の活性化に関する方針

法 都市計画法で規定されている区域マスで定める事項

(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン【任意計画】

新

1 役割と位置付け

2 都市計画の基本的な視点

3 都市計画に関する現状と課題

4 目指すべき都市づくりの方向性

見直し後
(R8年度)

都市計画区域マスタープラン【法定計画】

1 基本的事項 (1) 役割 (2) 対象区域 (3) 目標年次

2 都市計画の目標 法

(1) 地域の概況 (2) 将来の都市像

3 区域区分の決定の有無及び方針 法

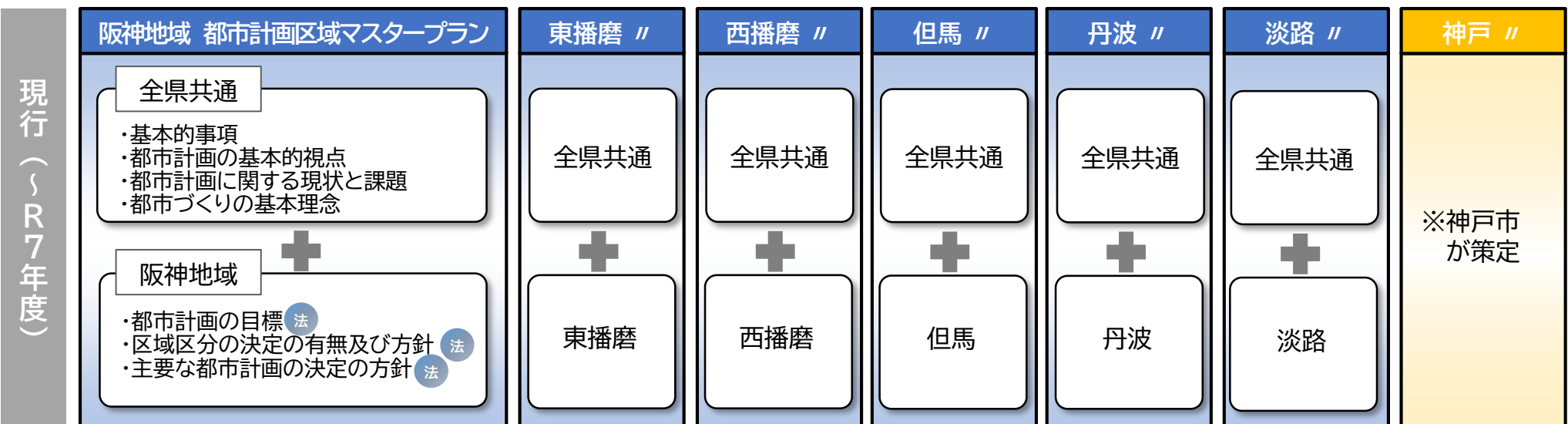
(1) 区域区分の決定の有無 (2) 区域区分の方針

4 主要な都市計画の決定の方針

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針
 (2) 土地利用に関する方針 法 (3) 都市施設に関する方針 法
 (4) 市街地整備に関する方針 法 (5) 防災に関する方針
 (6) 景観形成に関する方針 (7) 地域の活性化に関する方針

2 都市計画区域マスタープランの構成の見直し

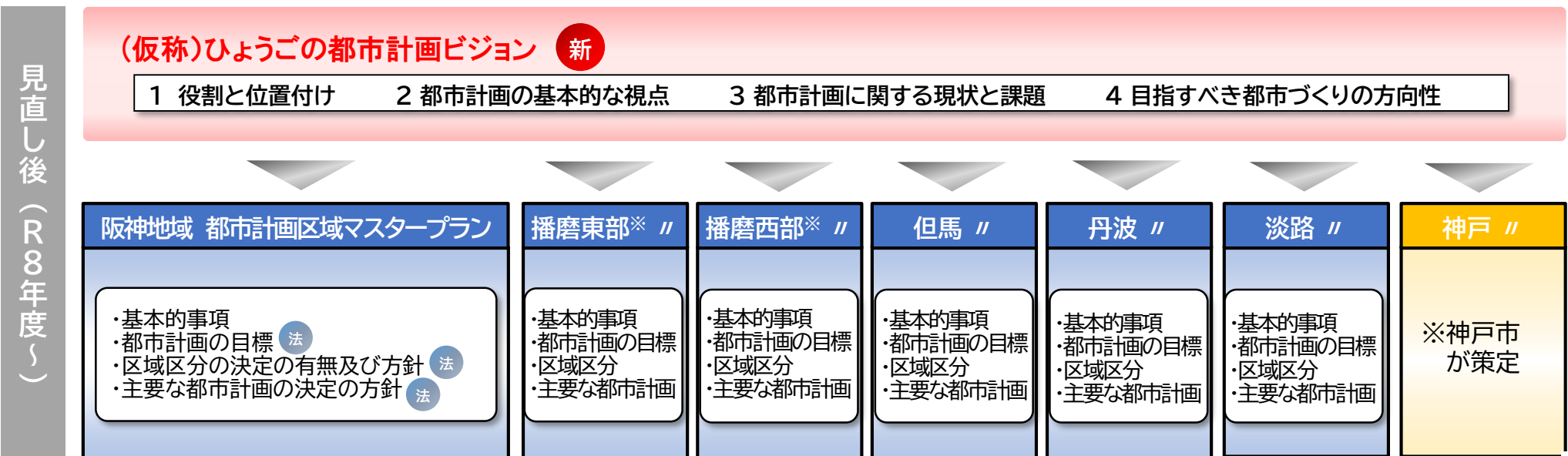
■全体構成の見直し



法 都市計画法で規定されている区域マスで定める事項

（仮称）ひょうごの都市計画ビジョン 新

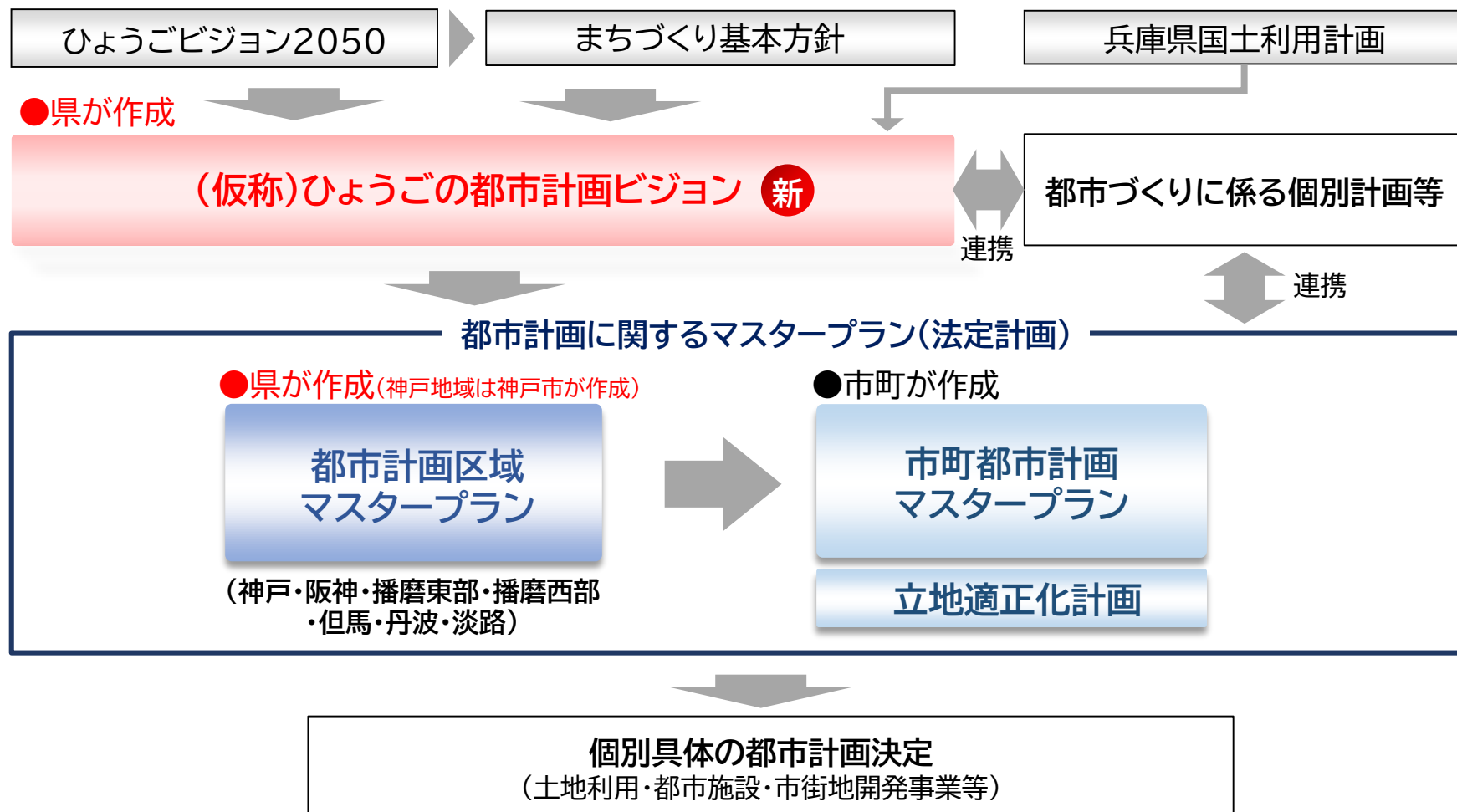
- 1 役割と位置付け 2 都市計画の基本的な視点 3 都市計画に関する現状と課題 4 目指すべき都市づくりの方向性



※ 県民局名称との混同を避けるため、今回の見直しに併せて名称を変更

2 都市計画区域マスタープランの構成の見直し

- 「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」は、県が任意で定めた計画で法定計画ではないが、本県の上位計画で、県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」と県のまちづくり施策の総合的な方針である「まちづくり基本方針」に即して、広域的な視点に立ち、都市づくりの目標等を定めた方針であり、県全体の都市計画における方向性や考え方を示したビジョンとして位置づける。
- 県又は神戸市が作成する各都市計画区域マスタープランや、市町が作成する市町都市計画マスタープラン、立地適正化計画も「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」を即するものとする。



3 都市計画の基本的視点

都市計画の基本的視点として、県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」と県のまちづくり施策の総合的な方針である「まちづくり基本方針」に即した都市づくりを進める。

(1) 本県の将来像（ひょうごビジョン2050）

[めざす姿]

「誰もが希望を持って生きられる
一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」

自分らしく生きられる社会

- ✓自由になる働き方
- ✓居場所のある社会
- ✓世界に広がる社会

新しいことに挑戦できる社会

- ✓みんなが学び続ける社会
- ✓わきあがる挑戦
- ✓わきたつ文化

誰も取り残されない社会

- ✓みんなが生きやすい地域
- ✓安心して子育てできる社会
- ✓安心して長生きできる社会

自立した経済が息づく社会

- ✓循環する地域経済
- ✓進化する御食国
- ✓活動を支える確かな基盤

生命の持続を先導する社会

- ✓カーボンニュートラルな暮らし
- ✓分散して豊かに暮らす
- ✓社会課題の解決に貢献する産業

(2) まちづくり基本方針

[基本コンセプト]

すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」
「訪れたい」ひょうご

[テーマの設定]

頻発化・激甚化する災害への備え、地方回帰の動き、持続可能な地域づくりへの転換、世界的な脱炭素社会の実現に向けた動きなどの社会の潮流を踏まえて設定

安全・安心

- ✓防災・減災のまちづくり、都市の強靱化
- ✓安心して暮らせるユニバーサルなまちづくり 等

魅力・挑戦

- ✓個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり
- ✓新たな価値を生むコミュニティビジネスやスタートアップへの挑戦 等

持続・循環

- ✓住民主体の持続可能な地域経営
- ✓カーボンニュートラル、スマートシティの形成
- ✓自然環境や生物多様性の保全 等

3 都市計画の基本的視点

県上位計画のほか、国における都市政策の動向等も踏まえながら都市づくりを進める

(3) 国の関連計画等における方針や方向性

第六次国土利用計画(全国計画)(R5.7)における「国土利用の基本方針」

◆国土利用の基本方針

『持続可能で自然と共生した国土利用・管理』

①地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

- 土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の全国展開
- 所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- 荒廃農地の発生防止、利用
- 地域の持続性確保に繋がる産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用や必要な見直し
- 重要土地等調査法に基づく調査等

②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

- 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導
- 水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- 事前防災・事前復興の観点からの地域づくり

③健全な生態系の確保により繋がる国土利用・管理

- 保護地域の拡充、OECMの設定・管理促進による広域的な生態系ネットワークの形成
- グリーンインフラ、Eco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決
- カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギー関連施設の立地誘導

④国土利用・管理DX

- 地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による国土利用・管理の効率化・高度化
- 効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有するデータのオープン化、連携を促進

⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

- 適切な利用・管理が行われていない土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた民の力の最大限の活用など官民連携の推進
- 多様な主体の参加や連携を促進するコーディネート機能の確保

(3) 国の関連計画等における方針や方向性

第三次国土形成計画(全国計画)(R5.7)における「目指す国土の姿」、「基本的方向性」

◆目指す国土の姿

『新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～』

◆基本的方向性

活力ある国土づくり

■ローカルの視点（地方創生×デジタル）

- デジタルの徹底活用により、場所と時間の制約を超え、多様な暮らし方や働き方を自由に選択できる地域社会の形成による個人と社会全体のWell-Beingの向上
- リアルとデジタルの融合による先端技術サービスの実装の加速化
- コンパクト+ネットワークによる持続可能な地域づくり（都市・地域空間のコンパクト化と地域交通の再構築）
- 地域産業の効率性・生産性・持続性の向上

■グローバルの視点

- 成長産業への構造転換・投資促進、産学官連携によるスタートアップ、イノベーションの促進
- リニア中央新幹線により三大都市圏を1時間で結ぶ新たな交流圏の形成の効果・魅力を活かした我が国の成長を牽引する国際競争力の強化
- 世界と各地域との直接交流の拡大、地方発のグローバル産業・人材の育成

安全・安心な国土づくり

■巨大災害から国民の命と暮らしを守る防災・減災、国土強靱化

- 巨大地震・津波、火山噴火、水災害、雪害等に対する事前防災、事前復興の観点からの地域づくり
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導
- 予防保全型インフラメンテナンス

■気候変動対策の主流化

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度46%削減目標の実現に向けた地球温暖化緩和策の推進
- 気候変動適応策の推進

■緊迫化する国際情勢への対応

- エネルギーの安定供給、食料安全保障の強化
- 経済安全保障の観点からの基幹的なインフラの安全性・信頼性の確保
- 安全保障上の課題の深刻化に対する国土基盤の機能高度化
- 有人国境離島地域の保全、重要土地等調査法に基づく調査等の実施

個性豊かな国土づくり

■ネイチャーポジティブの実現に向けた自然資本の保全・拡大を通じた自然と共生する地域づくり

- 30by30目標の実現や森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- SDGsやNbSの考え方に根ざしたグリーンインフラやEco-DRRの取組の推進

■多様な恵みを楽しむ森づくり、海づくり

- 森林の適正な管理と森林資源の持続的活用
- 海洋の持続可能な利用・開発

■文化芸術立国の実現

- 文化芸術の活用を通じた地域活性化

■地域の自然、文化の魅力を活かした観光振興

- 自然、文化の保全と観光の両立を図る持続可能な観光地域づくりの推進
- コロナ禍で激減したインバウンドの回復、国内旅行需要の喚起

(3) 国の関連計画等における方針や方向性

国の都市計画基本問題小委員会 中間取りまとめ(R5.4)における今後の対応の方向性

①多様な暮らし方・働き方に応じた実効性のあるコンパクト・プラス・ネットワークの取組みの推進

- ✓ 日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）の魅力向上
- ✓ 公共交通軸の確保とまちづくりの取組の連携
- ✓ 市街地内の魅力向上の取組に加え、市街地外も含めた市町村域全体に目配りしたメリハリのある土地利用コントロールの導入

②広域・施策横断的な都市計画の取組

- ✓ 市町村の役割や権限等に配慮しつつ、広域的な観点等から技術的支援を行うなど、都道府県などによる市町村へのサポート
- ✓ 国土形成計画等と整合を図った広域の視点からの都市構造の実現

③まちづくりGX

- ✓ 都市の緑地の確保や森林の整備・保全、都市におけるエネルギーの有効活用
- ✓ 都市の緑地への民間資金の導入を図るため、事業者の自発的な取組を客観的に評価できる仕組みの導入やインセンティブ付け

④社会の変化に対応した柔軟なまちづくり

- ✓ 都市施設の再構築に向けた制度の効果的な活用
- ✓ 時間軸を踏まえた立地適正化計画の柔軟な運用
- ✓ 市街地整備事業の円滑化に向けた運用改善

⑤多様な地域における継続的なエリアマネジメント

- ✓ エリアマネジメント団体等が事業性を確保できる制度の柔軟化
- ✓ 市街地整備事業完了後の施行区域における継続的なエリアマネジメントが維持される取組

⑥都市に関わるデータの取得、デジタル技術の活用

- ✓ データの利用やデジタル技術の利活用
- ✓ スマートシティの取組強化や都市計画に関するデータのデジタル化・オープン化

4 都市計画に関する現状と課題

都市計画に関する現状と課題を大きく「避けがたい変化」と「国際社会・経済からのニーズ」にグルーピングし、それぞれ3項目、計6項目で整理

	現 状	課 題	
避けがたい変化	人口減少・超高齢社会	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人口の減少・高齢化 ➢ 転出人口の増加 ➢ 人口の偏在化 ➢ 地域公共交通サービスの利用者減少 ➢ 交通弱者の増加 ➢ 小規模集落の急増 ➢ 空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 持続可能な生活圏の確保 ➢ 人口の転出超過対策 ➢ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進 ➢ 公共交通ネットワークの維持・確保及びまちづくりの取組との連携 ➢ 市街地や集落の低密度化対策 ➢ 既存ストック（空き家や空き地等の低未利用地等）の有効活用
	自然災害の頻発・激甚化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 気候変動の影響と風水害、土砂災害等の激甚化・頻発化 ➢ 南海トラフ地震等巨大地震の切迫 ➢ 災害リスク地域に人口が集中 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災・減災への更なる対策
	都市施設の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路、河川、下水道等の都市施設の老朽化 ➢ 維持管理や更新を担う建設技術者等の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市施設の再構築 ➢ 新技術を活用した自動化や省力化の推進、予防保全型メンテナンスによるコスト抑制
国際社会・経済からのニーズ	地球環境・景観・生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失 ➢ カーボンニュートラル、脱炭素化の要請 ➢ 農地の減少、耕作放棄地の拡大 ➢ 都市農地・緑化の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然環境の保全、グリーンインフラの活用 ➢ 脱炭素社会への対応 ➢ 優良農地の保全 ➢ 都市と緑・農との共生
	産業立地ニーズの変化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サプライチェーンの見直しに伴う製造業の国内回帰 ➢ ECの拡大による物流需要の増加 ➢ 交通網の充実等によるIC周辺等での産業用地需要の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業立地ニーズへの柔軟な対応
	ポストコロナ社会における暮らし方・働き方の変化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ テレワークの進展による暮らし方、働き方の意識変化 ➢ 地方移住・田舎暮らしニーズの高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新たな暮らし方や働き方の変化（職住近接や多拠点居住等）への対応 ➢ 住まい近傍での生活機能充足ニーズへの対応 ➢ 地方移住や田舎暮らしニーズの取り込み

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

「3 都市計画の基本的視点」や「4 都市計画に関する現状と課題」、**県政の方向性等**を踏まえ、『目指すべき都市づくりの方向性』を設定

見直しの主な視点

「躍動する兵庫」の実現に向け、人・モノ・投資を呼び込むまちづくりを推進

✓ 県が目指すべき持続可能な都市構造として設定し、引き続き実現に向けて取り組む

✓ 市街地更新やウォーカブル、ポストコロナにおけるレバーフォードの都市機能充実等、国の方向性を反映
 ✓ 県が進めているJRR加路線維持・利用促進の取組を反映

✓ 「区域区分見直しの考え方(R5.3)」で示した、市町による主体的かつ機動的な土地利用のゾーニング & コントロールによる産業立地の迅速化について明記
 ✓ 県が進めている次世代成長産業の県内集積やバリエーションでの企業立地促進を反映

✓ 都市部や地方都市における都市計画制度等を活用した民間投資の誘導に取り組む

✓ 国が推進しているスマートシティや3D都市モデル、オープンデータ化等を反映

✓ ポストコロナにおける多様なライフスタイルを実現できるまちづくりを推進
 ✓ 「**兵庫県域の大阪湾バリエーション活性化基本方針**(R5.3)」における観光・交流に係る方針を反映

引き続き災害への備えや安心して暮らせるエバーグリーンなまちづくりを推進

✓ **法整備がなされた流域治水**や、近年注目されているEco-DRRの考え方を追加

✓ 県が取り組んでいる人口対策として子育て世帯の転入増を促進

✓ 福祉のまちづくりや健康寿命を伸ばすまちづくりに引き続き取り組む

カーボンニュートラル等、国際社会の要請や意識の高まりを受け、自然と共生するまちづくりを推進

✓ CO₂の削減や再エネ導入に加え、水素ステーションや水素ステーションの整備を推進

✓ グリーンインフラの活用による都市緑地の保全や生態系ネットワークの形成を推進

✓ 多様な機能を有している森林の整備・保全を推進

✓ 市街地（都市部）と市街地以外のそれぞれにおいて、「農」の保全と相互調和を図る土地利用規制や計画的な土地利用等について明記

目指すべき都市づくりの方向性

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

1 地域連携型都市構造の実現

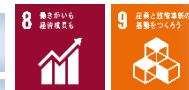
2 魅力ある多様な拠点の形成

3 兵庫の成長を支える産業立地の推進

4 民間投資の積極的誘導

5 新技術を活用した都市づくりの推進

6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進



II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

1 都市における防災・減災力の向上

2 子育てにやさしい都市づくりの推進

3 ユニバーサル社会づくりの推進



III 環境と共生する都市づくり

1 脱炭素型の都市づくりへの転換

2 グリーンインフラの活用の推進

3 森林の整備・保全

4 「農」の保全と土地利用との相互調和



県・市町間の
連携強化

県民・企業など
多様な主体との共創

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

「都市計画に関する現状・課題」と「目指すべき都市づくりの方向性」の関係を整理

現状・課題

避けがたい変化

人口減少・超高齢社会

自然災害の頻発化・激甚化

都市施設の老朽化

国際社会・経済からのニーズ

地球環境・生物多様性の保全

産業立地ニーズの変化

ポストコロナ社会における暮らし方、働き方の変化

目指すべき都市づくりの方向性

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

- 1 地域連携型都市構造の実現
- 2 魅力ある多様な拠点の形成
- 3 兵庫の成長を支える産業立地の推進
- 4 民間投資の積極的誘導
- 5 新技術を活用した都市づくりの推進
- 6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進



II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

- 1 都市における防災・減災力の向上
- 2 子育てにやさしい都市づくりの推進
- 3 ユニバーサル社会づくりの推進



III 環境と共生する都市づくり

- 1 脱炭素型の都市づくりへの転換
- 2 グリーンインフラの活用の推進
- 3 森林の整備・保全
- 4 「農」の保全と土地利用との相互調和



連携と共創

県・市町間の
連携強化

県民・企業など
多様な主体との共創

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

「都市計画に関する現状・課題」と「目指すべき都市づくりの方向性」の関係をより詳細に整理

都市計画に関する課題

- 人口減少・超高齢社会**
 - 持続可能な生活圏の確保
 - 人口の転出超過対策
 - 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
 - 公共交通ネットワークの維持・確保及びまちづくりの取組との連携
 - 市街地や集落の低密度化対策
 - 既存ストックの有効活用
- 自然災害の頻発化・激甚化**
 - 防災・減災への更なる対策
- 都市施設の老朽化**
 - 都市施設の再構築
 - 新技術を活用した自動化や省力化の推進、予防保全型メンテナンスによるコスト抑制
- 地球環境・生物多様性の保全**
 - 自然環境の保全、グリーンインフラの活用
 - 脱炭素社会への対応
 - 優良農地の保全
 - 都市と緑・農との共生
- 産業立地ニーズの変化**
 - 産業立地ニーズへの柔軟な対応
- ポストコロナ社会における暮らし方、働き方の変化**
 - 新たな暮らし方や働き方の変化への対応
 - 住まい近傍での生活機能充足ニーズへの対応
 - 地方移住や田舎暮らしニーズへの取り組み



- I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり**
 - 1 地域連携型都市構造の実現
 - 2 魅力ある多様な拠点の形成
 - 3 兵庫の成長を支える産業立地の推進
 - 4 民間投資の積極的誘導
 - 5 新技術を活かした都市づくりの推進
 - 6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進
- II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり**
 - 1 都市における防災・減災力の向上
 - 2 子育てにやさしい都市づくりの推進
 - 3 ユニバーサル社会づくりの推進
- III 環境と共生する都市づくり**
 - 1 脱炭素型の都市づくりへの転換
 - 2 グリーンインフラの活用の推進
 - 3 森林の整備・保全
 - 4 「農」の保全と土地利用との相互調和

目指すべき都市づくりの方向性（案）

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

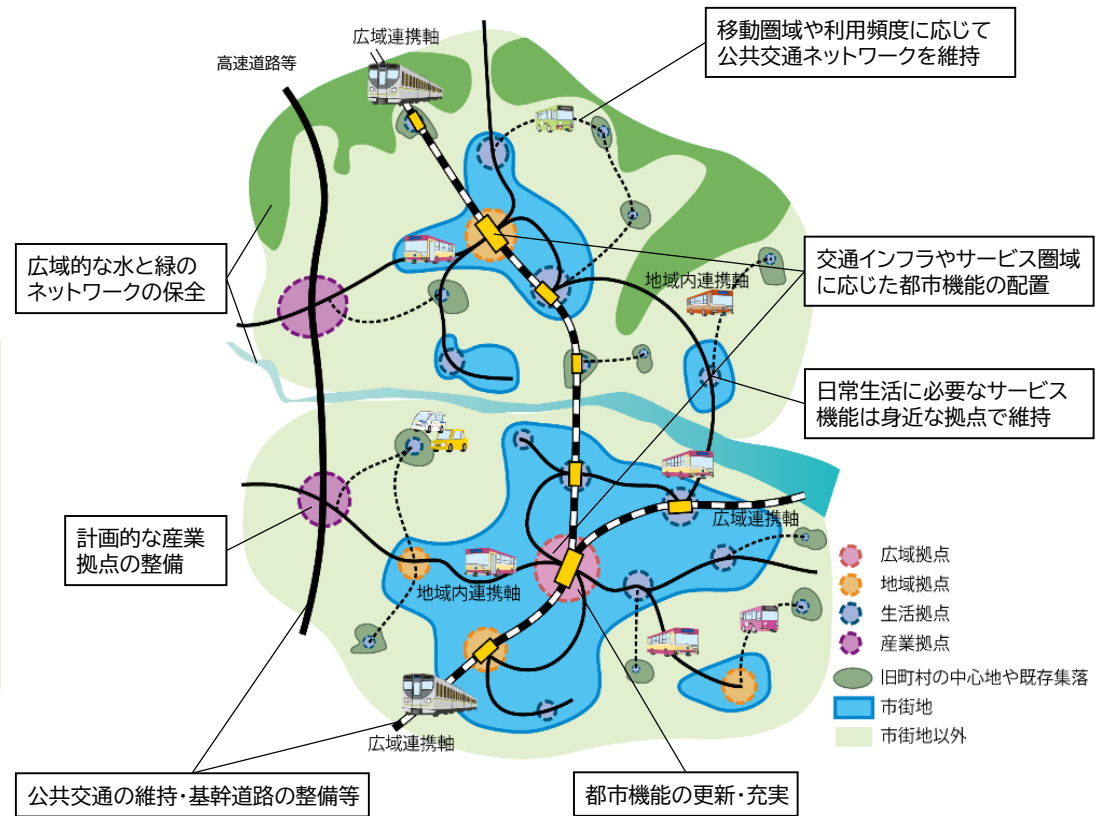
1 地域連携型都市構造の実現

「地域連携型都市構造とは」

- 大都市への一極集中を行うものではなく、大都市、地方都市、中山間地域等が産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に補完・連携することにより、各地域が活力を持って存立することを目指す持続可能でコンパクトな都市構造。

（地域連携型都市構造により実現される社会）

- 規模の異なる多様な拠点間を交通ネットワークで結ぶことで、様々な都市機能を補完しあうことができ、人口減少社会においても、誰もが安心して暮らし続けることのできる環境が整備され、まちの賑わいや生活の質の維持・向上が図られる。
- 拠点に都市機能や居住を誘導し、人口集積が高まることで、公共交通の利用促進・維持が図られる。



〈地域連携型都市構造のイメージ〉

実現に向けて

- ✓ 「都市機能等の誘導を図るための拠点」と「拠点間を結ぶ公共交通」を県と市町の役割分担のもとに設定し、具体的なまちづくりに関する施策を一体的に推進する。
- ✓ 人口減少社会において、小さな人口集積でも都市機能を維持できるよう、デジタルによる都市機能の補完を推進する。

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

1 地域連携型都市構造の実現

① 拠点の設定及び都市機能の役割分担

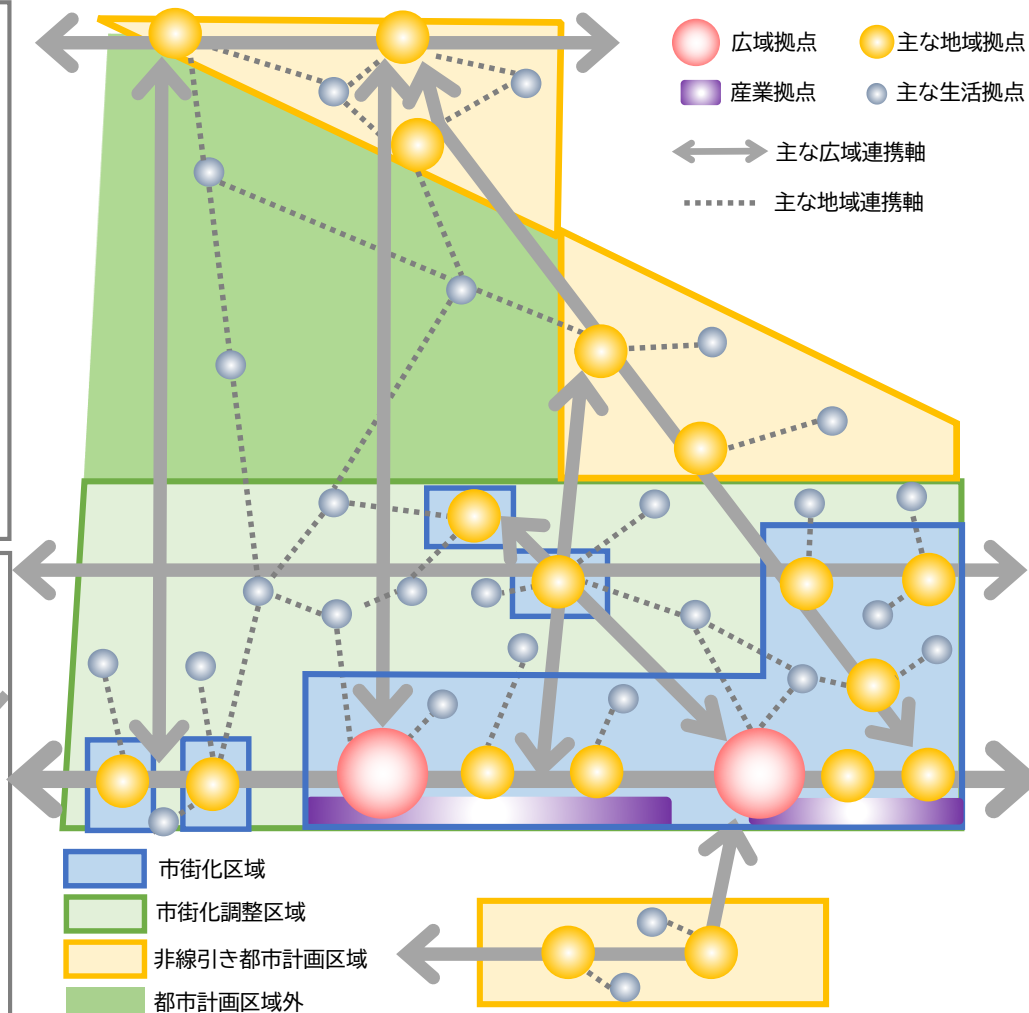
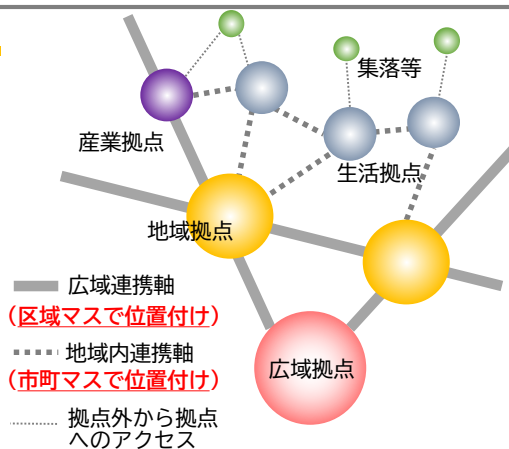
- 都市機能を誘導する拠点、その他地域特性に応じた拠点を設定

広域拠点 (区域マスで位置付け)	地域を越える広域的な圏域を持ち、複合的な都市機能の集積度が特に高い地区で、県土全体の中核を担う拠点
地域拠点 (区域マスで位置付け)	地域全体を対象とした都市機能が一定以上集積する主要な鉄道駅や官公庁周辺都等の市街地の地区で、地域全域に対して都市機能を効果的・効率的に提供する拠点
生活拠点 (市町マスで位置付け)	日常生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積している地区で、地域拠点を補完する拠点
産業拠点 (市町マスで位置付け※)	産業系施設が集積している地区や整備計画等がある地区で、各都市の産業の拠点

※複数市町にまたがるような広域的な産業集積地区は区域マスで設定

② 交通ネットワークの強化

- 広域連携軸を構成する鉄道や路線バス等の公共交通の維持及び基幹道路等の整備等を引き続き推進するとともに、地域内連携軸及び拠点外(集落等)から拠点までのアクセスを地域に応じた移動手段が担うことにより、多層の交通ネットワークを形成。
- 拠点間の連携を多重化し、リダンダンシーの確保を図る。



〈将来の都市構造のイメージ〉

□ 都市の骨格となる即地的・具体的な公共交通軸とそれを支える拠点整備等に係る取組を定め、公共交通ネットワークの確保とそれに係るまちづくりの取組を一体的に推進

□ 市町による立地適正化計画と地域公共交通計画等の公共交通に関連する計画との一体的な策定等を促進

③土地利用の基本的方針

市街地のエリア

- 「**広域拠点**」や「**地域拠点**」では、多様な都市機能の集積のほか、エリアの価値と持続可能性を高める都市機能の更新・充実を図るとともに「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成し、人間中心の豊かな生活の実現を図る。
- 「**産業拠点**」においては、周辺の自然的環境や景観等との調和に配慮しつつ、多様な産業の集積により地域産業の振興を図る。
- 今後増加が予想される空き地等の低未利用土地について、集約等により、ゆとりある土地利用を促進するほか、防災やコミュニティ活動に資するオープンスペースの確保、緑の創出等、地域資源として積極的に活用することにより、個性と魅力ある市街地の形成を図る。
- コンパクトで利便性の高い住環境の形成を図り、まちなか居住を誘導する。
- 都市農地を、環境への負荷低減や良好な景観形成等の観点のほか、地産地消や職住近接に資するものとして適切に保全するとともに、地域資源としての活用を図る。



駅前における都市機能の更新・充実



居心地が良く歩きたくなるまちなか



質の高い住環境

市街地以外のエリア

- 「**生活拠点**」において、将来にわたって地域の活力が維持されるとともに、一定の医療・福祉、商業等のサービスが日常生活圏で受けられるよう日常生活に必要なサービス機能を確保する。
- 農地や森林等については、各法令に基づく重層的な土地利用規制等により保全を図るとともに、計画的な土地利用を行う際は、農林漁業との健全な調和を図る。

✓ 市街化調整区域等における計画的なまちづくり

- 現在、区域区分を設定している都市計画区域においては、原則、これを維持しつつ、地域活力の維持・向上を図るため、特別指定区域や地区計画等の制度を活用し、市町の土地利用計画に基づく産業拠点の整備など、地域や集落の実情・ニーズに合った柔軟かつ計画的な土地利用を推進
- 一方で、市街化調整区域の面積・人口比率が高く、地域活力の低下が見られる地域においては、地域特性やニーズに応じたスピーディな土地利用の実現を図るため、必要に応じ、「区域区分見直しの考え方（R5.3決定）」に基づき、「農」との健全な調和を前提とした区域区分に代わる市町が主体となった土地利用コントロールへの移行を検討

✓ 非線引き都市計画区域や都市計画区域外における重層的な土地利用コントロール

- 森林法や自然公園法、県緑条例等による重層的な土地利用コントロールを行うとともに、必要に応じ、用途地域や特定用途制限地域のほか、緑条例の計画整備地区制度等も活用した土地利用規制・誘導を図る



都市と自然のバランス



産業団地の立地



農地の保全

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

2 魅力ある多様な拠点の形成

(1) 「価値」・「持続性」を高める市街地の更新

- 建物・都市基盤等の老朽化・陳腐化が進む既成市街地において、公民連携でビジョンを共有し、多様な手法・取組を組み合わせ、**「エリアの価値と持続可能性を高める更新」**を進める。
- エリアの特性に応じ、社会実験や空地等の暫定利用、リノベーション、公共空間の再構築・利活用、法定事業等の多様な手法を組み合わせ、また柔軟に活用し、段階的・連鎖的に展開することでエリア全体としての持続的な更新と価値向上を図る。

□ 神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業（神戸市）



市街地再開発事業で整備されたビルを含む街区を更新し、バスターミナルその他公益機能とともに、商業・業務・宿泊機能等からなる複合施設を整備

(3) 身近なエリアにおける都市機能の充実

- 日常生活を営む身近な拠点エリアにおいても、地域特性に応じ、テレワーク拠点など、多様な暮らし方・働き方を実現可能とするために必要な都市機能について、**きめ細かな土地利用の見直し**等を通じて立地の誘導や確保を図る。

□ 都市機能が充実した身近な拠点のイメージ



コミュニティハブ



コワーキングスペース



(2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり

- 人が歩くことによる健康増進やにぎわい創出の効果を踏まえ、円滑な交通に配慮しつつ、歩行環境の向上に資する道路空間の再整備や多様な空間（駅前広場・公園・オープンスペース・水辺等）の利活用の促進など、人中心の空間に転換し、民間投資と共鳴しながらウォークブルなまちづくりを推進する。

□ JR姫路駅前&大手前通り（姫路市）



車道中心だったJR姫路駅前とそれに続く大手前通りの一部について、トランジットモール化するとともに、ゆとりある歩行者空間を整備

(4) 駅周辺の個性と魅力あるまちづくり

- ローカル線の駅舎や駅周辺の遊休不動産等を活用した個性と魅力あるまちづくりを推進し、駅周辺に人の流れや賑わいの創出を図るとともに、公共交通の利用を促進する。

□ 太市駅周辺整備（姫路市）



姫路市、JR西日本、地元、民間企業が太市駅周辺の賑わいづくりに向けた連携協定を締結し、民間企業の社屋と一体となった駅舎の建設や駅前広場の整備を実施

※市街化調整区域のため、地区計画制度を活用して整備

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

3 兵庫の成長を支える産業立地の推進

(1) 産業ニーズに計画的かつアジャイルに対応

- ・ 高速道路 I C 等の広域交通結節点の周辺など産業立地に適した地区においては、景観保全や周辺の営農環境に配慮しつつ、市町による主体的かつ機動的なコントロール手法等も活用する等、計画的な産業集積を図る。
- ・ 市街化調整区域においては、その性格を維持しつつ、地区計画や開発許可制度の弾力的な運用により、スピーディかつ計画的な産業立地を図る。

(2) 次世代成長産業の立地の促進

- ・ 産業立地条例の改正 (R5. 4) による補助金等の財政支援に合わせ、規制緩和等による柔軟な土地利用や産業インフラの整備等を図り、次世代成長産業の県内集積を積極的に推進する。

(3) バイエリアにおける企業立地・投資の促進

- ・ 播磨臨海地域や阪神・淡路バイエリアに新たな産業を呼び込むための土地利用に係る規制緩和や公有地の活用促進等により、民間投資を後押しする。

(4) 地場産業の継承と成長

- ・ 本県の特性を活かした多様な地場産業の継承と成長、ブランド化等により、地域の持続的発展を図る。

□ 市街化調整区域の I C 周辺における産業団地の立地の例 (加西市)



加西インター産業団地

- ・ 中国自動車道加西IC周辺の市街化調整区域において、加西市が地区計画を決定し産業団地を整備している。(第1期事業)
- ・ 現在、IC南側において、第2期事業の実施が計画されている。

加西インター産業団地地区 地区計画(H31.3.26決定、約48.0ha)
【土地利用の方針】
周辺の環境に配慮しつつ、秩序ある産業地としての土地利用を進める。

□ 県の地場産業の生産額等

地場産業	主な産地	生産金額 (百万円)	企業数	全国順位
清酒	県内全域	88,355	72	1位
ケミカルシューズ	神戸市	25,570	67	1位
利器工器具	三木市周辺	21,499	137	4位
皮革	姫路市、たつの市	18,926	261	1位
手延素麺	たつの市周辺	15,344	412	1位
真珠加工券	神戸市	15,063	77	1位
播州織	西脇市周辺	14,667	133	3位
薬香	淡路市	10,635	15	1位
釣針	加東市、西脇市周辺	10,334	64	1位
豊岡みかん	豊岡市	8,667	64	1位
靴下	加古川市周辺	6,659	54	2位
粘土瓦	南あわじ市	2,435	68	3位

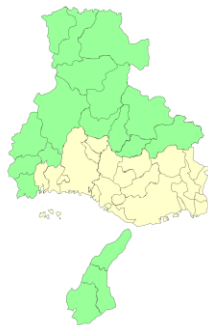
※兵庫県工業・地場産業の生産金額。この他、農林水産品(農林産品、農林水産品)があり、農林以外の貴金属・宝石等の半製品を含む。また、生産金額は、6桁(百万円)未満は、内訳不明。
[資料: 経済産業省「工業統計調査」、各地域別調査]

2019年時点

□ 県産業立地条例改正 (R5. 4) の概要

[現行] (設備補助率)

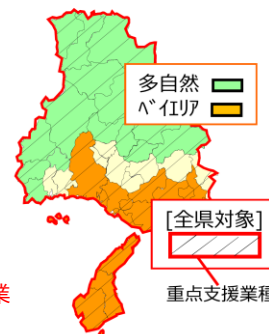
地域	通常
促進	5%
一般	3%



[改正後] (設備補助率)

地域	通常	重点支援業種	
		水素 関連	
多自然	5%	7%	10%
バイエリア	5%	7%	10%
一般	3%	7%	10%

- 【重点支援業種】
 ✓新エネルギー ✓航空産業 ✓IoT産業
 ✓健康医療産業 ✓半導体産業



投資促進地域の設定

- **バイエリア地域**
・ 万博、カーボンプリネート形成計画の推進のため設定
- ・ MICE機能等を有する高級ホテルを対象化
- **多自然地域**
・ 交通利便性・労働力供給面で立地条件が不利な地域へ支援のため設定

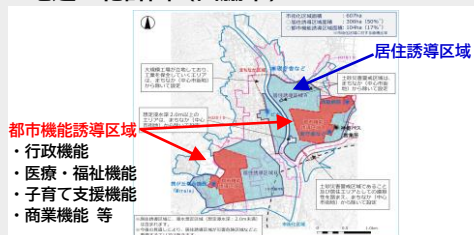
5 県の目指すべき都市づくりの方向性

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

(1) 立地適正化計画を活用した民間投資の誘導

- 立地適正化計画の策定等により、医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域の形成を図ることにより民間投資を誘導する。

□ 立地適正化計画（西脇市）



- 都市機能や居住機能を誘導する区域を指定
- 誘導策を事前明示することで、民間が取り組みやすい環境を整備
- 誘導区域内では国の予算・金融上の支援あり
- 誘導区域外で一定の開発を行う際は届出要（勧告も可）

4 民間投資の積極的誘導

(2) 都市計画制度等を活用した民間投資の誘導

- 大規模な業務施設や都市型住宅の立地等を誘導する中心市街地等の地区について、都市計画法等に基づく特例制度の活用や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業により土地利用の増進を図ることで、民間投資を誘導する。

□ 都市再生特別地区における都市開発事業（神戸市）



- 「都市再生緊急整備地域」内において土地の合理的かつ健全な高度利用を図る建築物を誘導することを目的とした「都市再生特別地区」を指定することができる
- 「都市再生特別地区」内では、都市開発事業等を迅速に実現するため、用途規制や容積率制限、斜線規制、日影制限等を適用除外とすることができる

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

5 新技術を活かした都市づくりの推進

(1) IoT・ビッグデータなどを活用した都市づくり

- IoTなど先端技術の導入による生活サービスの効率的な管理・運営等により、都市や地域の課題を解決するスマートシティの取組を推進する。
- 3D都市モデルや人流のビッグデータ等の活用、まちづくりに関する情報のオープンデータ化を進めることで、データ分析等のノウハウを有する多様な主体の参画による都市計画立案の高度化を図るとともに、都市計画のプロセスに住民が参画しやすい環境を整備し、理解と協力に基づく共創のまちづくりを推進する。

(2) スマートモビリティ社会への対応

- ヒトやモノの移動に関連する課題（交通事故防止、渋滞緩和、高齢者の移動手段等）の解決が期待できる自動運転や空飛ぶクルマ、MaaS等による次世代のスマートモビリティ社会に対応した交通ネットワークや都市施設のあり方について検討を進める。

(3) インフラ維持管理への新技術の活用

- ドローン、AI（動画解析）、レーザー打音検査等の新技術の導入によりインフラ維持管理の効率化・高度化を図る。

□ スマートシティの取組事例（加古川市）



- 多様なIoTデバイスのまちなかへの配備に加え、データ連携基盤の活用・3D都市モデル（Project PLATEAU）との連携等により、安全で安心なまちづくりを核とした地域課題の解決を図るスマートシティサービスを実装

□ 新技術を活用したインフラの維持管理（兵庫県）



- 【AI路面診断システム】
 - 道路管理車両に取り付けたドライブレコーダー等により路面画像・加速度データを収集し、AIがひび割れ、平坦性等を推定

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進

(1) 兵庫の歴史・文化資源、自然環境、景観を活かしたまちづくり

- 本県の多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史、文化・芸術などの地域資源を活かした都市づくりの実現に取り組む。
- 県、市町が連携し、都市計画法や景観法、その他の法令や条例等により、優れた自然景観と豊かな歴史・文化を保全するとともに、観光の核づくりに取り組み、関係人口の創出・拡大を図る。

(2) 多様なライフスタイルを実現できるまちづくり

- ポストコロナ社会における働き方・暮らし方の変化に伴い、空き家や古民家等の既存ストックを「多拠点居住」や「コワーキングスペース」等に活用するなど、リモートワークの普及を背景とする多様なライフスタイルの実現を可能とする取組を推進する。

(3) 都市公園の整備、機能強化、官民連携によるにぎわい創出

- 自然環境の保全、防災、レクリエーション等の多様な機能を有する都市公園において、自然環境の保全のほか、民間事業者の活力を導入することにより、更なるサービス向上による魅力ある施設の整備を推進する。
- Park-PFI等の事業手法による周辺エリアも含めた都市公園の一層の魅力向上を図る。

(4) 持続可能な観光地域づくり

- 兵庫テロワール旅やひょうごフィールドパビリオンの展開等で深めた本物志向のサステナブルツーリズムを更に推進していくため、ストレスフリーな交通アクセスの充実（公共交通の維持や基幹道路等の整備、ラストワンマイルを担う移動手段等）やユニバーサルツーリズムの推進のほか、土地利用の柔軟な見直し等により観光を支える地域資源の保全と活用を図る。

(5) 大阪湾バイエリアにおける観光・交流のまちづくり

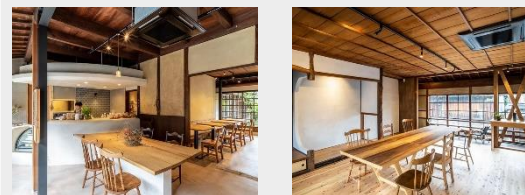
- 神戸エリアにおいては魅力あふれるウォーターフロントの形成を、阪神エリアでは、マリンレジャー及びアクティビティ拠点の形成を図る。淡路エリアでは、インバウンドや富裕層も見据えた関西圏屈指の観光・交流エリアを形成するとともに、シームレスで快適な移動手段の確保等、受け入れ環境の整備を促進する。

□ 重要伝統的建造物群保存地区（たつの市龍野）



- 江戸時代から昭和初期にかけて建てられた伝統的建造物が良好に残り、近代の醤油醸造関連施設も多く見られる等、西播磨の城下町としての歴史的風致を今に伝えており、令和元年「重要伝統的建造物群保存地区」に選定

□ Workation Hub 紺屋町（洲本市）



- 城下町洲本の長屋を改装したワーケーションのための拠点施設。コワーキングスペース兼カフェ（左写真）、シェア型サテライトオフィス（右写真）等を備える。

□ Park-PFI等の新たな手法を検討している県立都市公園



□ ひょうごフィールドパビリオン SDGs体験型地域プログラムの例



□ 大阪湾バイエリアの各エリア



5 県の目指すべき都市づくりの方向性

II 誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり

1 都市における防災・減災力の向上

(1) 災害に強い都市構造の構築

- 均衡の取れた都市施設の配置とネットワーク化、都市の耐震化・不燃化、密集市街地の改善、低未利用地や遊休地を活用した延焼遮断帯や避難場所となるオープンスペースの確保、災害に備えたりダンダンシーの確保など、被害を未然に防止又は軽減する対策に引き続き取り組む。

(2) 災害リスクに対応した土地利用

- 土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアにおいては、災害ハザードマップの周知や居住誘導区域外とすることで新たな住宅立地を抑制するほか、必要に応じて都市計画制度による立地規制や建築物の構造規制を導入する。
- 盛土規制法や太陽光条例等の適切な運用を通じて、盛土や斜面地等における安全性の確保を図る。

(3) 臨海部における重点的な対策

- 大規模地震による津波被害や台風等による高潮被害が想定される臨海部における**防災・減災対策を推進**する。

(4) 総合的な治水対策

- 総合治水条例に基づき、河川及び下水道による雨水の流下対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、避難に資する情報発信等による減災対策など、総合的な治水対策を推進する。
- **流域治水関連法^{※1}の施行等を契機として、水害リスクを踏まえたまちづくりを推進する。**

※1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

(5) グリーンインフラ^{※2}を活用した防災・減災

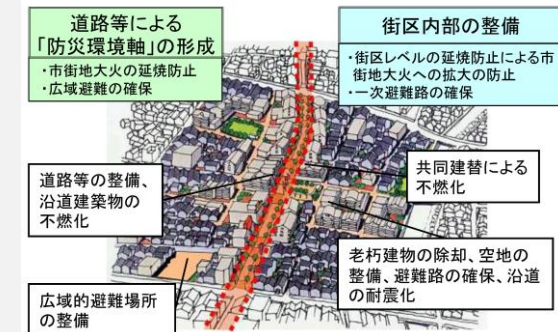
- 遊水池の整備、農地や樹林地・森林の保全等、自然環境が有する雨水貯留機能や土砂流出防止機能等を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

※2 社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、防災・減災、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組。

(6) 復興事前準備

- 特に大規模な災害が想定される区域においては、市街地特性と被害想定をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を平時から検討しておき、必要に応じて市町マスタープランに位置づける。

□ 密集市街地の整備イメージ



出典：国土交通省資料

□ 臨海部における津波対策



緊急避難階段の設置
（洲本市）

湾口防波堤・水門の整備
（南あわじ市）

□ 流域全体で行う総合的かつ多層的な治水対策



出典：国土交通省資料

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

II 誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり

2 子育てにやさしい都市づくりの推進

(1) 子育てに適した住環境・生活環境の整備

- ・ 職住近接のほか、地区計画制度等を活用した緑豊かで良好な住環境の創出、生活利便施設の適正立地、安全安心な空間整備等を推進する。

(2) 親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくり

- ・ 子育て支援施設の整備や都市公園の整備・活用等により、親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくりを推進する。

□ 通学路の歩道整備事例



県道西脇八千代市川線（市川町）

□ 子育て施設の整備事例



県営尼崎兵つばめ高層住宅（尼崎市）

- ・ 県営住宅の建替え時に発生した余剰地を保育園に活用

II 誰もが安心・安全に暮らせる都市づくり

3 ユニバーサル社会づくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの展開

- ・ 誰もが安心して住まい、まちなかまで安全・快適に移動し活動できるユニバーサル社会の実現に向け、引き続き、住宅、公共交通、生活利便施設等のバリアフリー化を推進する。

(2) 健康寿命を伸ばすまちづくりの推進

- ・ 健康寿命の延伸において重要な高齢者の社会参加や外出機会の増加に資するよう、公園の適正配置や歩行環境の向上などウォーカブルなまちづくりを推進する。

□ 福祉のまちづくりの取組事例



歩道のバリアフリー化（西宮市）



鉄道駅舎のエレベーター設置（神戸市）



休憩施設の設置（姫路市）

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

Ⅲ 環境と共生する都市づくり

1 脱炭素型の都市づくりへの転換

(1) 環境負荷の小さな都市づくりの推進

- 地域連携型都市構造の形成を通じて、都市機能の集約・交通体系の再構築等により、エネルギー利用効率を高め、温室効果ガス排出量の減少等、カーボンニュートラルな都市を目指す。
- 太陽光条例の適切な運用等を通じ、土地利用や景観等に配慮した再生可能エネルギー発電設備を導入するとともに、エネルギーの地産地消を推進。
- 水素社会の実現に向け、官民連携により水素モビリティの普及や水素ステーションの整備等を推進。

□ 再生可能エネルギー発電設備の例



水田に営農型太陽光発電設備を導入し、電気は隣接地でのイネの乾燥や粃刷りで使用

□ 水素ステーションの整備状況

水素ST整備状況 (R5.8月時点)		【県内整備数】 4箇所
首都圏	52箇所	・尼崎市 (H26.7)
中京圏	52箇所	・神戸市兵庫区 (H29.3)
関西圏	20箇所	・姫路市 (R3.4)
九州圏	15箇所	・神戸市中央区 (R5.5)
その他	27箇所	
全国	166箇所	

水素ステーション (神戸市)

(2) 交通から発生する環境負荷を軽減

- 未整備の都市計画道路の整備、交差点の立体化、狹隘区間や橋梁、踏切等のボトルネックとなっている区間の解消により、交通渋滞等の速度低下による燃費の悪化やCO₂排出量増加等を軽減。
- 自転車走行空間の整備のほか、駐輪場の適正配置、利用しやすいシェアサイクルの導入等により、脱炭素と健康増進に資する自転車を快適に利用できる都市環境を形成。

□ 道路拡幅等による渋滞交差点の解消事例



□ 自転車の活用推進



Ⅲ 環境と共生する都市づくり

2 グリーンインフラの活用の推進

(1) 都市の緑の保全と創出

- 都市から発生するCO₂の吸収源、生物多様性の確保、Well-Beingの実現の観点から大きな役割を有する都市緑地を保全するとともに、低未利用地等を活用して新たな緑地の創出を図る。

□ グリーンインフラの事例

① ESR尼崎ディストリビューションセンター (尼崎市)



【目的】

- 将来に渡って臨海部の生態系ネットワークに寄与する緑地環境を創出
- グリーンインフラを活用して働く人や子供達も憩いの場となる環境を創出

【主な取組】

- 草丈・樹高に変化のある草地、樹林地、水辺をまとめた規模で、地域環境に適した植物を用いて創出することにより、多様な生き物が利用しやすい環境を整備
- 施設の従業員や来訪者が利用できるBBQ広場や園庭など、緑を活用したレクリエーション空間を創出

(2) 生態系ネットワークの形成

- 生物の生息・生育の場である自然環境を保全・再生し、これらを有機的につなぐことで、生物多様性の保たれた県土を形成する。

② 「コウノトリ野生復帰」をシンボルにした自然再生 (豊岡市)



【目的】

- コウノトリの野生復帰を通じて人と自然が共生する社会、コウノトリも住める豊かな環境を創造

【主な取組】

- コウノトリの採餌場、環境学習拠点等の機能を持つ「市立ハチゴロウの戸島湿地」を整備したほか、市内の休耕田を利用して水田ビオトープを整備

- 出石川沿いに整備した「加陽湿地」で地域と行政が一体となり、人と自然が共生する風景の再現と地域の賑わいを創出する拠点づくりを行っている

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

Ⅲ 環境と共生する都市づくり

3 森林の整備・保全

(1) 都市を取り巻く森林の適切な保全

- 気候変動への対応や生物多様性確保の観点、更には水資源貯留や災害の防止等の多様な機能を有している森林について、各法令に基づく重層的な土地利用規制等による保全を図る。

(2) 野生動物との共存

- 里山の整備による緩衝帯（バッファゾーン）の形成や土地の適正な利用と管理を通じて、人と野生動物との棲み分けを図る。

(3) 森林の整備・保全に貢献する都市づくり

- 木質バイオマスエネルギーの導入や住宅・建築物における木材利用の促進等により、森林資源の循環利用を通じて、森林の整備・保全に貢献する都市づくりを推進する。

□ 木質バイオマス発電所（丹波市）



木材等を原料とした燃料で発電を行っている。

Ⅲ 環境と共生する都市づくり

4 「農」の保全と土地利用との相互調和

(1) 市街地以外のエリアにおける「農」と土地利用との相互調和

- 農地や自然環境を保全する諸制度や土地利用計画を踏まえ、無秩序な市街化を抑制するとともに、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。

[市街化調整区域]

- 計画的に一定の開発を許容する場合は、地区計画制度等を活用し、環境や景観を阻害するおそれのある土地利用や建築物を規制・誘導しつつ、農的土地利用との健全な調和を確保し、良好な地域環境を維持、保全する。

[非線引き都市計画区域]

- バラ建ち等、無秩序な市街地の拡大が生じるおそれのある場合、優良農地を保全する観点から、市街地及び農地等それぞれのまとまりに配慮しつつ、特定用途制限地域等の指定による的確な土地利用コントロールを講じる。

□ 「農」の保全等を図る土地利用コントロール



営農環境の確保等の観点も踏まえ、利活用するエリアと保全するエリアをゾーニングしたバランスのよい土地利用計画を作成

特定用途制限地域の指定により、農用地等に関しては、農地保全の観点から、基本的に農業用施設等以外の施設の立地を制限する

区域	特定用途制限地域による立地規制基準の目安
農業区域	農業用施設のみ立地可 ※農用地等以外の区域においては、住宅のほか農産物直売所や農家レストランなどを立地可とする対応も考えられる

※「区域区分見直しの考え方(R5.3)」より抜粋

(2) 都市農地の保全・活用

- 市街地内に残された農地が、都市にとって必要であり、あるべきものという考え方のもと、生産緑地地区の指定を推進するとともに、田園住居地域の指定を検討する等、都市農地の計画的な保全を図る。
- 市街化区域内の遊休農地を市民農園や体験農園に活用するほか、農家レストランや農産物直売所の開設を促進する等、農地の有効活用を図る。

□ 生産緑地の事例(西宮市)



□ 市民農園の事例(宝塚市)



5 県の目指すべき都市づくりの方向性

連携と共創

1 県・市町間の連携強化

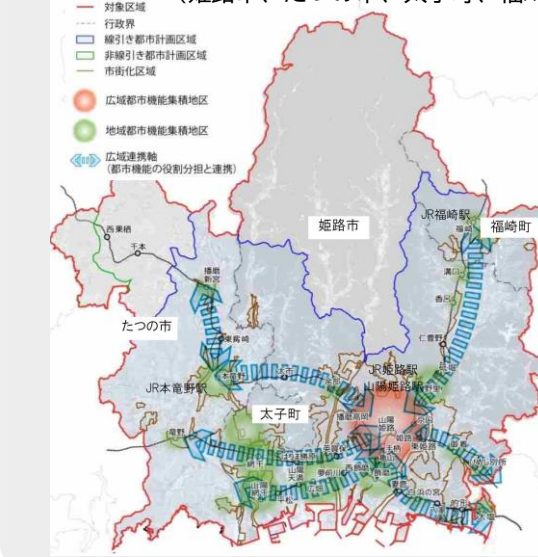
(1) 市町による自立的な都市づくりを支援

- 基礎自治体である市町が、地域特性に応じた個性と魅力あふれる都市づくりに向けて独自の取組を柔軟かつアジャイルに展開できるように、県は、情報提供や相談対応等、市町に対して積極的な技術的支援を行う。
- 令和5年3月に決定した「区域区分見直しの考え方」を基に、区域区分の廃止を検討する地域においては、県は市町と連携し、市町による土地利用コントロールへの移行を検討するとともに、移行に際しては技術的な支援を行うなど、市町の自主的・自立的な都市づくりを支援する。

(2) 市町間の連携強化と広域調整

- 生活圏の広域化、災害の激甚化等によって、市町域を超える広域的な課題も増大しているため、市町は協議会等の活用等により相互の連携を強化するとともに、複数自治体による広域的な立地適正化の方針や計画の作成など、市町間での都市機能の役割分担と補完・連携等に取り組み、県はそれを支援するとともに、必要に応じて都市計画区域の**見直し**を検討する。
- 県は、「広域土地利用プログラム」の運用による大規模集客施設の立地調整など、土地利用等に係る広域的な調整や各種施策の横展開を図る。

□ 複数自治体による広域的な立地適正化の方針作成 (姫路市、たつの市、太子町、福崎町)



連携と共創

2 県民・企業など多様な主体との共創

(1) 多様な主体が参画しやすい環境の整備

- まちづくりに関する情報のオープンデータ化を進めることで、データ分析等のノウハウを有する大学や企業など多様な主体の参画を促し、都市計画立案の高度化を図る。
- 3D都市モデルなどの活用により都市計画のプロセスに住民が参画しやすい環境を整備し、理解と協力に基づく共創のまちづくりを推進する。

(2) 多様な主体との共創によるまちづくりの推進

- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等の民間主導のまちづくりの取組と協調しつつ、これまで行政主導で取り組まれてきた公共・公益施設の整備・運営についてもPPP/PFIの導入、公的不動産(PRE)の活用を推進する。
- 住民、企業、団体やNPO法人、行政等の多様な主体が、地域資源や空き家、耕作放棄地等の地域課題を共有し、それぞれの特徴を活かしながら実践的な取組を展開することで、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げる「共創によるまちづくり」を推進する。

(3) 多様な主体によるエリアマネジメントの促進

- 住民、事業主、地権者、関連団体等の地域の担い手が一定のエリア内における維持管理・運営に主体的に取り組み、地域の価値の向上や経済の活性化を図る「エリアマネジメント」の取組を促進する。